



発行 東京都

目次

○市街地再開発事業の終了認可.....  
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....

告示

○開発行為に関する工事完了 (二件).....  
.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課).....  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件).....  
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(同).....

告示

●東京都告示第千八百二十七号  
都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第七条の二十第一項の規定に基づき大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十五年十一月二十八日から平成二十九年十二月三十一日まで

三 施行地区

千代田区大手町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日

大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業

平成二十五年十一月二十八日

五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

平成二十九年十二月十八日

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市羽加美四丁目千三百五十六番一、同番三及び同番九

福生市加美平二丁目十四番一  
株式会社山一建設  
代表取締役 山野井 優

立川市砂川町三丁目十六番五、同番五地先及び同番六

武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市小山三丁目四百六十七番四

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

清瀬市中清戸四丁目九百二十六番一及び同番一地先

新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号  
アイデイホーム株式会社  
代表取締役 久林 欣也

三鷹市中原一丁目九百四十五番三

千代田区大手町一丁目六番一  
三菱地所レジデンス株式会社  
代表取締役 脇 英美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 長崎屋サンショッピングセンター  
小金井店
- 二 店舗所在地 小金井市本町五丁目十一番二号
- 三 設置者名 住友不動産株式会社
- 四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 小野寺 研一
- 六 変更後の設置者の代表者名 仁島 浩順
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社長崎屋ほか十八名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社長崎屋ほか八名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社長崎屋ほか三名
- 十 変更前の小売業者の住所 中央区東日本橋三丁目七番十四号  
(株式会社長崎屋) ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号  
(株式会社長崎屋) ほか
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 上山 健二(株式会社長崎屋) ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 大橋 展晴(株式会社長崎屋) ほか

十四 変更日 平成二十七年一月五日ほか

十五 届出日 平成二十九年十一月七日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 長崎屋サンショッピングセンター  
小金井店
  - 二 店舗所在地 小金井市本町五丁目十一番二号
  - 三 設置者名 住友不動産株式会社
  - 四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号
  - 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 二百四台
  - 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 百六十二台
  - 七 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間百八十日に限り午前九時に限り午前九時
  - 八 変更後の開店時刻 午前七時ほか
  - 九 変更前の閉店時刻 午後十時ほか
  - 十 変更後の閉店時刻 翌午前二時ほか
  - 十一 変更日 平成二十九年十一月三十日ほか
  - 十二 届出日 平成二十九年十一月七日
  - 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
  - 十四 縦覧期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
  - 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ららぽーと立川立飛

二 店舗所在地 立川市泉町九百三十五番一ほか

三 設置者名 株式会社立飛ホールディング

四 意見

ア 聴取者 立川市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001